



水道料金の減額について

河内長野市は、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現在の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、下記のとおり水道料金を減額します。

1. 減額の内容

- ・水道基本料金を5割減額する。

(例)

一般家庭の場合（口径25 mm以下・2ヶ月あたり）

基本料金（税抜き）	減額前	1,310 円	→	減額後	655 円
3 2m ³ 使用した場合（税抜き）	減額前	4,066 円	→	減額後	3,411 円

2. 対象者（令和2年3月31日現在）

45,419 件（一般用 44,068 件、業務用 1,351 件）

3. 減額期間

4月～5月の使用分（令和2年6月検針分）から4ヶ月間（図表2参照）

問い合わせ：河内長野市上下水道部経営総務課 ☎0721-53-1111

図表1. 減額前と減額後の基本料金（2ヶ月・税抜き）

（単位：円）

口径	減額前	減額後	差額 (2ヶ月あたり)	減額の金額 (4ヶ月分)
25mm以下	1,310	655	△ 655	△ 1,310
40mm	2,580	1,290	△ 1,290	△ 2,580
50mm	5,160	2,580	△ 2,580	△ 5,160
75mm	9,040	4,520	△ 4,520	△ 9,040
100mm	14,840	7,420	△ 7,420	△ 14,840
150mm	35,460	17,730	△ 17,730	△ 35,460
200mm	62,100	31,050	△ 31,050	△ 62,100

※水道料金の基本料金を5割減額し、従量料金は減額しません。

下水道使用料は、減額しません。

図表2. 減額の対象となる使用期間と請求月

検針月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
偶数月の場合	減額		●	○				
奇数月の場合		減額		●	○			

——— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求

偶数月検針の減額は6月検針から、8月検針までが減額対象となります。

奇数月検針の減額は7月検針から、9月検針までが減額対象となります。